

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館 2 階の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録〔会議概要〕

令和 4 年 7 月教育委員会会議：定例会

期 日 令和 4 年 7 月 2 0 日（水）開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 4 時 1 5 分

会 場 社会福祉センター 3 階中会議室

出席委員 関山 邦宏 教育長職務代理者 菅谷 義範 委員
小菅 広計 委員 熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3 名

出席職員	教 育 部 長	曾山 澄雄		
	教育総務課長	菊間 明美	学 務 課 長	澤田 法義
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	田中 雅明
	社会教育課長	舎人 樹央	文 化 課 長	猪股 佳二
	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦	教育総務課企画財務班	林 真理子
事 務 局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長職務代理者開会宣言

2 報告事項

① 新型コロナウイルス感染状況について【教育部長】

教職員の感染状況について、先月の教育委員会会議開催日 6 月 22 日から昨日 7 月 19 日までの感染者は、12 名。同期間の児童生徒の感染者は、児童 193 名、生徒 84 名の計 277 名。5 月の教育委員会会議から前回 6 月の会議までの期間の児童生徒の感染者は 75 名だったので、約 1 か月間で 200 名以上増加している。

続いて、臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の状況について、臨時休校はなかった。学年閉鎖については、寺崎小学校 3 学年において、本日のみ実施している。ほか小学校で 4 校 6 学級において、2 日から 4 日間の間で実施

した。また、中学校では3校4学級において、1日から3日間、実施した。
小中学校は、明日21日より夏季休業に入る予定である。

② 令和4年度佐倉市6月補正予算（教育委員会所管分）【追加分】について
【教育総務課長】

令和4年度6月補正予算、追加分については、5月の教育委員会議で6月補正予算の議決後に、新たに国の臨時交付金の拡充の動きがあり、急遽創設された交付金を活用した補正予算を6月の市議会定例会に追加提案したものである。極めて短期間で補正予算を調整することとなり、教育委員会会議に諮る期間が取れなかったため、本定例会で報告をさせていただく。

資料1ページ、総括、6月補正額追加分として太枠で囲っている部分である。その左側の6月補正額は、5月の教育委員会議で議決いただいた部分に係るものである。6月補正額追加分、歳入が1,795万8,000円の増額、歳出が2,474万7,000円の増額となる。

続いて、資料3ページ、歳出予算。9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、5、学校給食物価高騰対策支援事業2,474万7,000円の増額である。これは学校給食用の食材費について、コロナ禍における物価高騰相当分5%を各学校に支給するために必要な経費を計上するものである。

資料2ページ、歳入予算。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（物価高騰対応分）1,795万8,000円の増額は、先ほど歳出で説明した、学校給食物価高騰対策支援事業に対して活用する国の交付金を計上するものである。

③ 令和4年6月市議会定例会について【教育総務課長】

6月市議会定例会は、6月3日月曜日から6月27日月曜日までの22日間を会期として行われた。

教育委員会に関連する議案については、議案第1号、議案第8号の2議案で原案のとおり可決された。グレーで枠を塗り潰してあるものについては、業務執行上早期に議決を得る必要があるため、先議として採決が行われたものである。

資料2ページ、教育委員会に関連する請願については、請願第21号、請願第22号の2件で、全員賛成で採決された。その後、議員発議案第3号、第4号と上程され、原案のとおり可決された。また、教育委員会に関連する発議案については、議案第6号についても可決された。

一般質問について、答弁記録1ページ。本定例会も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、4日間の中で質問時間を短縮して行われた。教育委員会関係については、9名の議員から質問があった。質問及び答弁の概要については、9ページから32ページとなる。主な内容としては、新型コロナウイルス感染症対策に関連すること、あるいは通学路の安全対策に関すること、物価高騰による給食費の負担軽減に関することなど、多岐にわたる質問があった。

④ 夏季教職員研修会について【指導課長】

夏季教職員研修会の目的は、教職員の資質、能力の向上を図るため、教

職員一人一人が研さんを積み、幅広い知識、技能を習得して、日頃の教育実践に生かすために開催している。今年度の開催については、昨年度と同様にオンラインといった形態を多く取り入れて、8月前半と後半にかけて開催する。8月18日、体育主任会議があるが、ここで来年度の水泳指導の実施に伴い、講師を招いて水泳指導の研修を予定している。特に小学校の先生においては、初任から3年目までの先生については、一度も水泳指導の経験がないことや、このコロナ禍での水泳指導はどうあるべきか等を研修して、その習得した上で来年度の水泳指導の実施につなげたいと考えている。

⑤ 好学チャレンジ教室について【指導課長】

好学チャレンジ教室については、この夏季休業を活用して、特に子どもたちの学力の基礎、基本の確実な定着を目指して、全小中学校の協力の下、実施している。実施期間や対象児童生徒については、各学校が設定し、2日間から5日間程度、小学校でいうと45分、中学校でいうと50分を1単位時間として、2こま程度の実施となる。教材については、各学校が子どもたちの実態に応じて選定し、効果的な学習が進められるよう努めている。

⑥ 佐倉市市民文化資産運用委員会委員の委嘱について【文化課長】

市民文化資産運用委員会は、佐倉市市民文化資産の保全及び活用に関する条例により設置されている市長の附属機関であり、教育委員会が補助執行することとなっている。今回は、令和4年5月1日から令和6年4月30日まで、2年間の任期として委嘱している。委員については7人以内とし、市民及び学識経験を有する者のうちから委嘱することとなっている。今期の委員は、皆再任である。

⑦ 市民音楽ホール・臼井公民館（図書室を含む）の臨時休館について

【文化課長】

臨時休館日として、①、8月6日、②、8月13日、③、9月19日である。8月6日については、発電機及び自家用電気工作物の点検に伴う停電のための臨時休館。②、8月13日は、その予備日。9月19日は、建築基準法第12条に基づく点検で、防火シャッター等の点検を行う。これらは毎年実施している点検である。市ホームページ、館内掲示等で知らせている。

⑧ いじめの件数について【指導課長】

6月末のいじめの認知件数については、小学校163件、中学校93件、合計256件の報告を受けている。6月に新たに認知された件数は、小学校31件、中学校30件、合計61件。昨年度からの継続案件のうち、62件が解消となっている。9月以降もきめ細やかに子どもたちの状況把握に努めるとともに、学校支援アドバイザーと連携を図りながら、いじめの早期発見、即時対応に努めていく。

⑨ 感染状況について【指導課長】

6月22日から7月15日までの感染症の状況について、流行性耳下腺炎

が1名、水痘3名、感染性胃腸炎が1名、溶連菌感染症が1名、流行性角結膜炎が2名、アデノウイルスが1名発生している。今後も感染症予防対策の徹底をするよう指導していく。

《委員から報告》

感染症の追加である。第28週、7月11日から7月17日。印旛郡内の定点観測では手足口病がかなり増えている。件数として172件、定点当たり10.75である。感染性胃腸炎が少し減ってはきているが、113件、定点当たり7.06件。ヘルパンギーナ等、これはウイルス性のものだが、51件、3.19件。RSウイルスが28件あって1.75件である。それで、前の週の第27週、7月4日から7月10日までと比べると、増えているのは手足口病で、この第27週が145件。このときもかなり多かったが、定点当たり9.06件。それから、RSウイルスは9件で、定点当たり0.56件だったが、第28週に来て28件なので、大体3倍。それで、感染性胃腸炎が一番最近で多かったのが第25週、6月20日から6月26日までが191件あったが、定点当たり11.94件だったので、第27週になって4割減ぐらいになっている。これは落ち着いてくるかもしれない。手足口病について、これはプールなどで、はやるだろうと思う。夏休みになるので問題ないだろうと思うが、夏休み中の個人で行くプールの活動には注意をされたほうがいいかもしれない。

新型コロナウイルス感染症について、印旛市郡医師会内で7月11日から7月17日、第28週と同じ期間だが、検査全体で5,744件検査をしていて、陽性者が1,987件、陽性率が34.6%なので、結構陽性率が上がってきている。今週、来週がどうなっているかだが、多分陽性率上がっているだろうと思う。今回の特徴は、熱が結構高い、高熱が出ているという話。それから、下痢が割合目立つ。1割から2割ぐらい下痢をしていると思う。それから、3回目までワクチン接種をしているが、感染している例が結構ある。あとは、家庭内で1人感染すると大体皆さん感染している。今オミクロン株のBA.5が大体置き換わっているが、結構感染力がBA.2より強いのではないかという話である。それで、ワクチン接種が効果がないのではといううわさがあるが、そんなことはない。しっかりやっておいたほうがいいので、4回目は60歳以上と、それから60歳未満は基礎疾患のある方、小中学校で3回目が終わっていない児童生徒については早めに打ってもらったほうがいいが、なかなかこれも保護者の方の意見があって進まないところである。抗体価を上げておかないと感染の機会は増えるので、ぜひ予防接種はということだが、夏休みなので、そこまで先生方の意見は、というか発信ができないかもしれないが、何とかして予防接種は受けていただいたほうがいいと思う。

3 議決事項

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書（案）については、6月の教育委員会会議での意見、指

摘を踏まえ、記述の加除、文章表現の修正などを行った。

資料1 ページ、指摘1、6月定例教育委員会会議〔協議〕における指摘事項と対応について、選任状況一覧表の右上に令和4年3月31日と時点を明記し、併せて欄外に今年4月からの教育長就任の状況を追記した。

指摘2、自己評価のまとめ。コロナ禍における事務執行で、工夫や苦慮した点などをもっと強調してもよいのではないかとの意見があり、原案の波線部分を修正案の囲みの修正案のとおり、安全を最優先に事業執行の工夫点の追記など修正を行なった。

資料2 ページ、指摘3、ナンバー38「通学路の安全確保」の評価理由について、評価理由を精査し、通学路の合同点検を緊急一斉点検と表記を修正した。また、対策案の取りまとめや関係機関への依頼について追記をした。

指摘4、ナンバー12「佐倉の地域特性を生かした道德教育の推進」の評価欄の内容重複については、シート一番下の今後の対応・課題の欄に記載の重複があったので、修正案のとおり修正した。

資料3 ページ、指摘5、ナンバー29 給食施設設備の自己点検評価については、事業の進捗概要や目標の達成状況も踏まえ、B評価を見直してもよいのではという意見があった。確認したところ、数値目標は達成していたので、補助評価をAに修正した。これに伴い、総合評価もAに修正した。

そのほかの事業についても、同様に点検を行なった。ナンバー75の「市民文化資産の保全と活用」についても、数値目標を達成していたので、数的評価をAに修正した。

指摘6、ナンバー47「市民カレッジ」とナンバー48「コミュニティカレッジさくら」の数値目標については、入学者が減少している状況も踏まえ、目標値の検討について意見があった。この2つの事業については、地域で活動する人材育成という事業趣旨を踏まえ、両事業とも同様の設定としたものである。教育ビジョン前期推進計画の重点事業としても、令和5年度末を見据えた目標として設定しているので、現状のままとしたいと考えている。

事業評価シートの自己点検評価欄に令和3年度の入学者の状況と減少傾向を課題としていることを追記した。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市民音楽ホール及び佐倉市立美術館へのネーミングライツの導入について

文化課長より上程議案の説明

内容：ネーミングライツとは、市と民間事業者等との協定により、市の施設の

名称に企業名や商品名を冠した愛称をつける施設命名権を付与する代わりに、市が対価を得るものである。佐倉市では、今年度からネーミングライツを導入するために準備を進めている。事務の総括は、企画政策課である。

今年度の導入は、市の施設で市外からの来館者も多く、広告的価値が高いと想定される佐倉市民音楽ホールと佐倉美術館が対象となる。ネーミングライツパートナーとなる事業者等にとっては、広告、宣伝の効果やイメージアップの効果が期待でき、施設側はネーミングライツ料を対象施設の修繕費や備品購入費などに充てることができるため、双方の利点が期待できる。ネーミングライツ料は、全額施設の歳入予算に上乗せされる。ネーミングライツの導入によって、条例上の名称が変更となることはないため、条例の改正は必要ない。

今後については、ネーミングライツの所管課である企画政策課が作成したガイドラインを基に、佐倉市民音楽ホール、佐倉市立美術館、それぞれの募集要項の作成を進めていく。要項には、各施設の実情などを反映し、必要に応じて愛称への条件を付加する。

前回意見があった佐倉という地名を残すことについては、佐倉を付した愛称を設定した事業者には、審査の段階で配慮するなどの対応を検討している。

募集要項制定後は、市広報、ホームページ等で募集を行い、応募にはガイドラインにて規定する審査委員会が審査を行い優先交渉者を決定する。優先交渉者の決定後は、協議の上、相手事業者と協定を締結する。協定締結は12月、協定が締結された場合の愛称の使用開始は、令和5年4月1日を予定している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

ネーミングライツのパートナーの選定方法について、審査委員会の設置ということでガイドラインに書いてあるが、5ページ、8番目、これの委員の構成と選出方法はどうか。

【文化課長】

審査委員は、企画政策部長、企画政策課長、対象施設の担当部長、課長、そして施設の所属長、資産経営課長等を予定している。現在企画政策部で設置要綱の制定を予定している。

【委員1名より】

総数何人か。

【文化課長】

部長級は、企画政策部長と、この場合は教育部長である。

【委員1名より】

いろいろ条件があるので、まず問題ないと思うが、外部からは入らない、あくまで市役所の事業なので市役所内で委員を決定するということか。外部委員は入らないのか。

【文化課長】

今回外部委員は、予定していない。

【委員 1 名より】

決定がもし不調に終わった場合、その都度募集はかけるのだろうと思うが、この決定、多数決でいくのか、それとも全員の合意でいくのかどうか。

【文化課長】

協議をして、最終的には点数をつけ多数決になる。

【委員 1 名より】

一番心配しているのは、ふさわしくない名称にはまずならないはずだが、その辺がいろいろ個人的な感情もあると思うので、割合きちんとした基準を決めて、慎重な審議をお願いしたい。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 令和 5 年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

（期日を指定して公表するもののため、これより秘密会とする。なお、9 月 1 日より開示。）

内容：今年度の採択対象は、小学校、中学校、そして学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の検定図書になる。

令和 5 年度使用教科用図書については、令和 4 年度教科用図書印旛採択地区協議会長から、小学校、中学校、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の選定結果について報告があった。これは、今月の 7 月 5 日火曜日、富里市役所で開催された令和 4 年度第 2 回教科用図書印旛採択地区協議会において協議された結果について送付されたものである。印旛採択地区協議会においては、種目ごとに専門調査員の調査、報告を受け、協議、選定が行われた。この選定会議には、圓城寺教育長、関山教育長職務代理者が出席した。

1 ページが選定された小学校検定図書、2 ページが選定された中学校検定図書、そして 3 ページから 6 ページにかけてが選定された学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書、7 ページ目が学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から除外された図書である。8 ページ目が、教科用図書印旛採択地区協議会が作成した令和 5 年度使用教科用図書調査報告書の一部抜粋になる。

小学校で使用する検定図書は、今年度の教科書と同一のものが選定されている。令和 5 年度に小学校で使用する教科書については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律の第 14 条の規定により、4 年間は同一の教科書を採択することになっている。小学校は令和 2 年度と同一の教科書となる。令和 5 年度に使用する小学校の教科書については、印旛採択地区協議会で確認されていることを報告する。

中学校で使用する検定図書は、今年度の使用教科書と同一のものが選定されている。小学校と同様、去年と同じである。令和 5 年度に中学校で使用する

る教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、4年間は同一の教科書を採択することになっている。中学校は令和3年度と同一の教科書となる。令和5年度に使用する中学校の教科用図書についても、印旛採択地区協議会で確認されていることを報告する。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書は、資料3ページ、4ページ、新規本が3冊選定され、昨年度に継続して7ページに掲載されている15冊が除外本となっている。専門調査委員会調査員からは、選定された各種目の教科書の主な特色として次のような報告をいただいているので、紹介する。これらの図書については、本日佐倉市として採択する図書として審議いただくものである。

資料3ページに国語、4ページに算数、数学、5ページに生活、社会、6ページに職業、家庭、外国語、7ページに本年度の選定から除外された図書がある。この場では、昨年度採択された図書についての内容に変更がないため、説明は割愛する。

本年度新規に採用された3冊の図書についてのみ、専門調査員の資料を基に簡潔に説明する。1冊目の国語、3ページ38番、「ひとりだちするための国語」。8ページ、調査報告書の抜粋。内容は、実生活に関連したテーマについて、聞く、話す、読む、書くの基礎と応用の国語力に分かれて内容が取り上げられており、多くのイラストによって、子どもの興味、関心が引きつけられるよう工夫されている。分量も適切である。組織、配列や表現は、実生活に即したテーマごとに配列され、書き込みスペースが大きく取られている。

2冊目は、国語39番、ユニバーサルデザイン絵本6「おでかけまるちゃん」。同様、8ページ、調査報告書の抜粋。内容は、お話が点字と形や感触の違う凸状の点や線で表現され、身近な言葉がリズムミカルな文章で表現されている。裏面にすごろくがついており、他者との関わりを楽しむこともできる。組織配列や表現については、点字での文章表現や点字の五十音表が掲載されており、簡単な言葉を、視覚、触覚を使って学習することができる。一文が分かち書きされており、読みやすくなっている。

3冊目は、4ページ、算数、数学23番、ミキハウス「音のでのおしごとえほん レジスター」。同様、8ページの調査報告書の抜粋。内容は、見開きごとに野菜や果物など、物の種類に分類されていて分かりやすいこと、音の出るレジスターなどがリアルに作られており、お金や数字に興味を持ちやすく、また励ましコメントもあり、楽しく学習できるようになっている。組織配列、表現は、スーパーで買物をする場面や音声や絵で表されており、買物ごっこをしながら実態に合わせて数字や計算、物の分類を学習することができるようになっている。新規本につきましては、以上の3冊である。

続いて、令和5年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から除外された図書について、資料7ページ。選定された図書については、この15冊である。今年度新たに選定から外れた図書はない。変更がないので、説明は割愛する。令和5年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書については、前半に説明し

た新規の図書3冊と一覧表の3ページから6ページに掲載されている図書を採択するものとなる。7ページにある15冊については、それぞれの本の中にいじめにつながる言葉や不適切な表現、実生活に合わない場面が使われており、授業で扱うことは適切でないということが挙げられている。印旛採択地区協議会の選定からは外れているので、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択においても、この15冊は採択しないものとしてご審議いただきたい。教科用図書の選定結果については、印旛採択地区協議会事務局より通知があるまでは部外秘となっている。

(休憩)

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

4 教育長職務代理者閉会宣言